

益田市子育て世帯臨時特別給付金のご案内

【益田市から5月分（7月分）児童手当を受給している方】

子育て世帯の生活支援のため、
益田市独自の一時金を支給します！



はじめに・・・申請は必要ですか？

今回、支給を受けるにあたって、申請は不要です。

※希望しない場合等は7月31日（金）までに、申出書を返送するか、窓口まで持参してください。

1. だれがもらえるの？（支給対象者）

令和2年5月分の児童手当を受給している方です。

※受給者の所得が所得制限限度額以上であるため特例給付の対象となっている方（児童1人あたり月額5,000円の支給を受けている方）も対象になります。

※令和2年5月1日～6月30日に生まれた子を持つ7月分児童手当受給者も対象ですが、今回のご案内では給付の対象になりません。9月末頃に対象世帯へご案内いたします。

2. うちの子は、対象になるの？（対象児童）

児童手当の令和2年5月分（7月分）の対象となる児童です。

3. いくらもらえるの？（給付額）

対象児童1人につき、1万円です。

4. いつもらえるの？（支給時期）

対象の方には、8月31日頃から順次支給します。以降、確認ができなかった場合には、お問い合わせください。

5. どんなかたちでもらえるの？（支給方法）

令和2年5月分（7月分）の児童手当を受給している口座に振り込みます。

【ご注意ください】

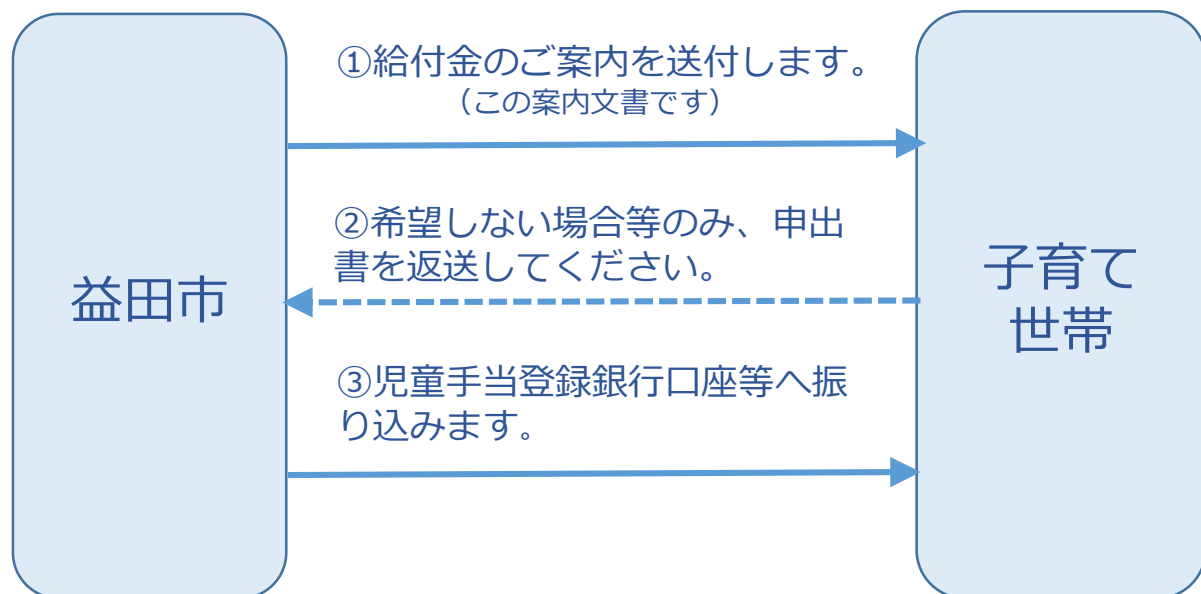
※児童手当の支給に当たって指定していた口座等を解約等しており、給付金の支給に支障が生じる恐れがある場合は、児童手当の振込指定口座の変更手続等をお願いします。

※上記につきましては、令和2年7月末までに必ずご対応をお願いします。なお、指定口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、益田市子育て世帯臨時特別給付金が支給されません。

※当該口座の変更等に支障がある場合には、益田市までお問い合わせください。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

申請は不要です。8月31日頃から順次支給する見込みです。



こんなときはどうなるの？

Q. 引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

A. 「益田市子育て世帯臨時特別給付金」は、基準日（令和2年4月30日）時点で益田市にお住まいの方で5月分の児童手当受給対象者に支給します。4月29日以前に他市町村へ引っ越した場合は対象になりません。

Q. 子どもが児童養護施設等へ入所中なのですが、どうなりますか？

A. 児童養護施設等に支給することになります。

お問い合わせは

益田市役所 子ども福祉課 児童福祉係
電話：0856 (31) 0243
F A X：0856 (23) 7134



各種給付金に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに益田市から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに益田市の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。